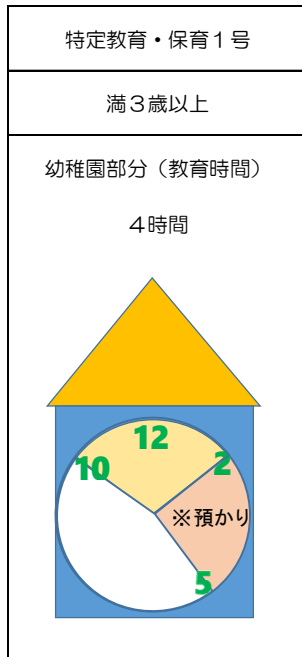


# 志免町幼児教育・保育無償化に伴う手続きのご案内

新制度移行園・認定こども園（幼稚園部分）用



無償化の給付を受けるためには、施設を利用する前に手続きが必要です。幼稚園（新制度移行園）および認定こども園の幼稚園部分を利用する場合は、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定（1号認定）申請が必要です。



## (1) 預かり保育を利用しない場合

### 1号認定申請のみ

幼稚園教育部分のみ利用の満3歳から5歳児の児童は、保育料月額が0円となります。

## (2) 預かり保育※の無償化の給付を受ける場合

施設等利用給付に関する認定も必要です。

### 1号認定申請と新2,3号の申請が必要

※園によって利用できる時間帯が異なります。

| クラス   | 預かり保育を利用しない<br>(幼稚園教育部分のみ利用)                                     | 預かり保育を利用する<br>(幼稚園教育部分+預かり保育を利用) |   |
|-------|--|----------------------------------|---|
|       |  | 必要な認定                            | 認定を受けるための要件   |
| 3～5歳児 | 無償化の給付を受けるための<br>手続きは不要  | 施設等利用給付<br>新2号認定                 | 保育の必要性があること<br>月額上限 11,300 円まで<br>の範囲で無償化。                |
| 満3歳児  | 保育料が0円となります。<br>※保育料以外の実費徴収費用(通<br>園送迎費、給食費、行事費等)は<br>無償化の対象外です。 | 施設等利用給付<br>新3号認定                 | 市町村民税非課税世帯で<br>保育の必要性があること<br>月額上限 16,300 円まで<br>の範囲で無償化。 |

※満3歳児の預かり保育に対する給付は、市町村民税非課税世帯の児童のみが対象です

次の要件に該当する児童については、副食費について免除の対象となります。

【副食費とは】

園で提供している給食のうち、おかず等の部分に要する費用です。

【副食費が無償化の対象となる児童の要件】

年収 360 万円未満相当の世帯のすべての児童及び第3子以降の児童

## (1) 支給認定について

### 保育を必要とする要件

- ① 就労（1か月64時間以上就労していること）
- ② 妊娠出産 母親が出産の前後である（産前6週から産後8週まで）
- ③ 疾病、負傷、障がい等を有している
- ④ 長期にわたり、疾病または障がいを有する同居の親族を常時介護している
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている
- ⑥ 求職活動 求職活動を継続的に行っていること（下記のうちいずれか短い期間）
  - あ. 90日が経過する日が属する月の末日までの期間
  - い. 小学校就学前までの期間
- ⑦ 就学（1か月64時間以上在学していること）
- ⑧ 育児休業取得時にすでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である
- ⑨ その他町長が認める上記の事情に類する状態にある

## (2) 申し込みの要件

- ① 住所要件 お子さんおよび保護者が志免町に住所を有すること
- ② 保育認定 お子さんの保護者が、(1)支給認定のいずれかの事由に該当すること

### 必要書類について

| 認定区分  | 必要書類   |
|---|--|
| 預かり保育を利用する児童<br>・新2号認定（3～5歳児）<br>・新3号認定（満3歳児） | ・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書<br>・マイナンバーが確認できる書類<br>・保育の必要性を証明する書類（父母それぞれの証明が必要） |

## (3) 申込に必要なもの

1～4は全員必要です。5は、該当する場合のみ提出してください。

1. 「子育てのための施設等利用給付認定申請書」
2. 利用児童、保護者（父母）のマイナンバーが確認できる書類 ※郵送の場合は写し  
（例）マイナンバーカード、通知カード、個人番号が記載された住民票など
3. 保護者（申請者）の本人確認書類（顔写真付き公的証明書）※郵送の場合は写し  
（例）マイナンバーカード（表面）、運転免許証、パスポート、在留カード、  
身体障害者手帳、療育手帳など ※注1
4. 保育の必要性を証明する書類（次ページの一覧表を参照してください。）  
保護者（父母）の書類がそれぞれ必要です。
5. 保護者（父母）以外に該当する方がいる場合のみ  
生計中心者のマイナンバーが確認できる書類 ※郵送の場合は写し

### ● 提出先・提出期限について

提出先：利用（予定含む）施設

※提出の際は必ず封筒に封入し、のり付けして提出してください。

## ● 支給認定通知について

認定申請後、認定を受けた場合は通知書を発出します。3月末までに郵送する予定です。大切に保持して下さい。

| 保育の必要性を証明する書類           |  |
|-------------------------|--|
| ①就労（内定）                 | ウ. 就労証明書 または 工. 採用見込証明書<br>※採用開始日・復職予定日が令和7年5月1日までの日付であること                                     |
| ②妊娠・出産                  | 母子手帳等の写し（出産予定日記載があるものの写し）<br>※産前6週から産後8週までの保育  |
| ③保護者の疾病・障がい             | 力. 医師の診断書（指定様式）<br>※診断書は、「様式」または「様式の内容を具備するもの」を提出すること。<br>※診断書は省略できる場合がありますので、おたずねください。        |
| ④同居または長期入院等している親族の介護・看護 | 医師の診断書（任意様式）及び「キ. 介護申出書」（様式あり）<br>※診断書は要介護・看護状態がわかるものを提出すること。<br>※診断書は省略できる場合がありますので、おたずねください。 |
| ⑤災害復旧                   | リ災証明書  |
| ⑥求職活動                   | ク. 就職活動・起業準備申立書  |
| ⑦就学                     | 在学証明書（在学期間・通学日数・時間等が記載されたもの（年間計画等））  |
| ⑧育児休業中に継続利用が必要であること     | 才. 育児休業取得証明書<br>（産後8週以内に「才. 育児休業取得証明書」を提出している場合は不要。）   |
| ⑨その他、上記に準じる状態として町が認める場合 |  |

【各種証明書類の証明日について】

新年度申込みは、令和6年10月1日以降の日付の証明書類、随時申し込みは、申請日の1か月以内の証明書類を添付して下さい。

※注 1. 顔写真が付いていない公的証明書（健康保険証・年金手帳・児童扶養手当証書など）の場合は、2点必要となります。

## （４）無償化の給付・助成手続きの方法

### ①保育料

手続きは不要です。施設型給付費として、町が施設にお支払い（法定代理受領）します。

※無償化の上限を超えた部分の保育料及び補助の対象とならない実費徴収の費用（通園送迎費、食材料費、行事費等）は、直接園にお支払いください。

### ②預かり保育料（新2号および新3号）

施設が指定する利用料を支払った場合に、上限額の範囲内で給付します（償還払い）。

預かり保育を利用した際に発行される領収書を添付した報告書を町へ提出後、毎月の利用日数に応じた給付額を決定し、町から請求者（認定保護者）の口座へお支払いします。（年4回の給付。）

#### 【給付額の算定】

利用日数に日額単価（450円）を乗じて算出した額（上限額以内）と実際に支払った利用実績額を月毎に比較して少ない額を支給額とします。

請求の手続きについては、別途お知らせしますので、領収証の保管をお願いします。

## (5) 今後必要な手続きについて

### ① 申請後（利用開始後）に申請内容に変更が生じる（生じた）場合

申請内容に変更が生じる（生じた）場合は、速やかに園又は子育て支援課へ届け出てください。特に志免町外への転出については、利用費の支給（給付費の返還等）に影響しますので速やかに連絡をお願いします。

### ② 年度の途中から預かり保育の無償給付を希望する場合

幼稚園教育部分のみを利用していましたが、預かり保育を利用する（保育の必要性の事由が生じた）場合、2号（3号）の認定の申請が必要です。

※利用を開始する前に必ず申請を行ってください。申請前に利用した預かり保育料は無償化の対象となりません。（保育の必要性を証明する書類が必要です。認定の要件等を含め早めにご確認ください。）

### ③ 勤務状況等の確認について

無償化の給付対象であることを確認するため、勤務状況等の確認をする「現況届」の提出が必要となります。実際の勤務状況が提出された勤務証明書等の内容と著しく異なる場合等、虚偽の届出と判断される場合は、認定の取り消しや給付費の返還を求める場合があります。現況届について必要な書類等は、改めて園を通じてお知らせします。

## (6) 注意事項

### ◆幼児教育無償化の対象となる保育料には、給食費は含まれません。

幼児教育・保育の無償化は、「教育・保育に係る利用料を無償化する」もので、その対象は「保育料部分」に限られます。保育料以外に保護者が実費負担している教材費や給食費については、無償化の対象外です。

無償化の給付額は、保育料のみとなりますので、現在、幼稚園が請求している毎月の保育料に給食費が含まれている場合は、幼稚園に納めている月額保育料と給付額が異なる場合があります。

### ◆預かり保育の給付額は、月単位で判断します。

幼稚園の預かり保育事業の給付額は、各月単位で算定し、決定します。長期休業期間中などで無償化の月額上限額を超過した月があった場合でも、上限額に達しなかった月との差額をもって補填することはできません。

【マイナンバーの利用目的】提出された個人番号および特定個人情報、子ども・子育て支援法による施設等利用給付認定に関する事務の範囲で取り扱います。

☎ 無償化に関するお問い合わせ 志免町役場 子育て支援課 保育係  
住所 〒811-2292 志免町志免中央一丁目1番1号  
電話 092(935)1261(直通)

